

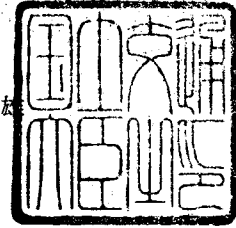


認定書

国住指第3005号
平成 18年 3月 27日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山 俊隆 様

国土交通大臣 北側 一敏



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第112条第14項第二号(防火設備の作動性能等)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

CAS-0255

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面ポリウレタン系樹脂コーティング／ガラスクロス製スクリーン

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。